

年 月 日

観音寺市長 宛て

観音寺市地方就職学生支援事業補助金交付申請書（交通費及び移転費）

観音寺市地方就職学生支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、地方就職補助金（交通費及び移転費）の交付を申請します。

1 申請者欄

ふりがな			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
	会場場所			
面接・試験日	年 月 日			
就業開始日	年 月 日			

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用

※ 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

5 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください。）

(1) 移住先（観音寺市）に元からある（異動させていない。）。	
(2) 他地域から新たに移住してきた（異動させた。）。	

※ 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

6 各種確認事項（各要件に○を付けてください。）

別紙「観音寺市地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」 に記載された内容について	誓約する。
申請日から1年以上継続して、本市に居住する意思について	意思がある。

## 別紙

### 観音寺市地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 観音寺市地方就職学生支援事業補助金に関する報告、立入調査等について、観音寺市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 地方就職補助金申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 3 次の場合には、観音寺市地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、地方就職補助金の全額を返還します。
  - (1) 虚偽の申請等が明らかになった場合
  - (2) 在学中に交通費を申請した者が、地方就職補助金の申請日から1年以内に第3条第3項の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
  - (3) 在学中に交通費を申請した者が、地方就職補助金の申請日から1年以内に観音寺市へ転入しなかった場合（申請時に既に観音寺市に住民票がある場合を除く。）
  - (4) 就業開始日から1年以内に第3条第3項の要件を満たす就業先を辞した場合（退職日から3月以内に第3条第3項の要件を満たす別の企業等に就職する場合を除く。）
  - (5) 観音寺市への転入日（住民票の異動がない者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から1年以内に観音寺市から転出した場合
- 4 地方就職補助金の支給を受けた後に実施される観音寺市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※報告の求めに応じないことをもって、当該補助金の交付対象から除くことはありませんが、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。